

令和5年第6回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和5年6月12日（月） 午前9時30分～午前10時30分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：9名）

1番：中川 光春 2番：道園 浩二 3番：田口 昭広
4番：小島 政文 6番：告宮 幸一 8番：山田 和治
9番：寺本 真理子 10番：井川 輝征 11番：片山 幸弘

（欠席：2名）

5番：尾上 春樹 7番：塚本 壽

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

1番：本郷 昭博 2番：牧 正徳 3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光 5番：田口 宗一 6番：下崎 省一
7番：宮島 正文 9番：藤井 雅史 11番：木川 保
14番：草野 義雄 15番：淵上 米作

（欠席：4名）

8番：坂口 恵美子 10番：小崎 良一 12番：一川 清
13番：西村 隆

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之 事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典 主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2 報告第12号 農地法施行規則第25条の規定による届出について
日程第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6 議案第27号 農用地利用集積計画の審議について
日程第7 議案第28号 令和4年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

| 発 言 者 | 要 旨 |
|-------|---|
| 議長 | <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>只今から、令和5年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>5番の〇〇委員、7番の〇〇委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、6番の〇〇委員、8番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第11号、農地法第18条第6項による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので報告するものです。これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>4番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第11号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしとのことですので、報告第11号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第12号「農地法施行規則第25条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第12号、農地法施行規則第25条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第25条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用の目的は、芦水地区中山間総合整備事業に伴う地上権の設定です。</p> <p>2番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用の目的は、芦水地区中山間総合整備事業に伴う所有権移転です。議案書の3ページをお願いします。</p> <p>3番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用の目的は、県営農地等災害復旧事業に伴う所有権移転です。</p> <p>4番、土地の詳細、申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用の目的は、小田浦地区農村地域防災減災事業に伴う所有権移転です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第12号について、質疑ありませんか。</p> <p>(〇〇推進委員が挙手)</p> <p>〇〇推進委員、どうぞ。</p> |
| 〇〇推進委員 | すみません、25条で初めて見た内容ですので、教えていただきたいです。 |
| 事務局 | 25条は第4条の転用申請ですが、これについては、第15条で県の事業や国の事業などで転用については許可がいらぬという例外規定ということで作られております。4番までの案件では、すべて県の事業でされておりますので、県南広域本部から申請書が上がっての報告になります。 |
| 〇〇推進委員 | わかりました。 |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第12号については、これで終わります。次に、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、松生地区集落センターの西側、約300mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は水稻が栽培されており、管理も適切になされ、今</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>後も引き続き水稻の栽培を行い、適正に管理するという事です。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は病気等により、当該農地の耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は、自作地近くの当該農地を譲り受け、適正に管理する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員をお願いしておりますが、1番の案件については、〇〇委員、〇〇推進委員が欠席ですので、事務局次長より補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局次長 | <p>現地は田植えの準備中で水田の状況などがわかり、譲受など適正に行われるものだと感じました。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第24号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第24号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、個人住宅です。なお、本案件は、追認案件で始末書が添付されています。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>申請地は、佐敷駅の北側、約350mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地周辺には住宅が多く建築されており、農地は存在せず、影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。配置図及び排水計画図を載せています。</p> <p>排水は農業用集落排水を利用し、雨水は自然透水及び隣接する用悪水路へ排水する計画です。</p> <p>総会資料の5ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p> <p>農地の広がり、当該地に接する農地はありませんので、なしとしています。</p> <p>総会資料の6ページをお願いします。</p> <p>立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが少ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。</p> <p>申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、申請人の父が昭和44年に申請地を買い受け、住宅を建築しましたが、農地法に不案内なため転用申請を怠っていたとの始末書が添付されております。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p> |
| 〇〇委員 | <p>事務局からの説明通りです。</p> <p>始末書が添付されていますので、ご了解の方よろしくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p> |
| 〇〇推進委員 | <p>事務局と〇〇委員の説明の通りです。</p> |
| 議長 | <p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第25号について、質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第25号について、異議ありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第25号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、個人住宅です。</p> <p>総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、町立湯浦中学校の南側、約250mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、西側に農地がありますが、譲渡人の所有地であるため影響は無いと感じました。</p> <p>総会資料の8ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>給水は町水道施設を利用し、生活排水については合併処理浄化槽を設置し隣接水路に排水、雨水については自然透水及び隣接する側溝への排水となります。</p> <p>総会資料の9ページをお願いします。農地区分図を載せています。</p> <p>農地の広がり約0.02haです。</p> <p>総会資料の10ページをお願いします。</p> <p>立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。</p> <p>申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は現在、町営住宅に居住しているが、子供が大きくなり、当該地に居宅を新築するため、今回申請するものです。</p> <p>土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <p>一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | 事務局からの説明が終わりました。 |

| | |
|--------|--|
| | <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p> |
| 〇〇委員 | <p>事務局の説明の通りです。 周りはすべて宅地化しており、農地になんら問題ないと思いますのでよろしく お願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>〇〇推進委員からお願いします。</p> |
| 〇〇推進委員 | <p>なんら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>担当委員からの説明が終わりました。 議案第26号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第27号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の7ページをお願いします。 議案第27号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地 利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるもので す。 賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載 のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考 欄のとおりです。 2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目はサトウキビで、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等 は備考欄のとおりです。 3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目はサトウキビで、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等 は備考欄のとおりです。 4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目はサトウキビで、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>は備考欄のとおりです。</p> <p>5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>賃貸借権設定の部6番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の5年間です。 賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稲及び野菜で、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稲及び野菜で、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>3番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目はサトウキビで、設定期間は新規設定の5年間です。</p> <p>所有権移転の部1番、所有権の移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作物は柑橘で、売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第27号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>2番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。6番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。次に、議案第28号「令和4年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>議案第28号、令和4年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>別紙1をご覧ください。</p> <p>これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況及び活動の点検・評価等を審議し、公表するものです。</p> <p>それでは、別紙1により、説明します。1ページをお願いします。</p> <p>I「農業委員会の状況」</p> <p>令和5年3月31日現在の農業の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>II「担い手への農地の利用集積・集約化」</p> |

1. 現状及び課題

これは、令和5年3月現在の農地の集積状況になります。管内の農地面積1,410haに対して、担い手への集積面積363haで、集積率は25.7%です。担い手とは、認定農業者や新規就農者等です。課題としては、高齢化及び後継者不足が主な課題と考えられます。

2. 令和4年度の目標及び実績

451haの集積目標に対して、実績は363haで、新規に9ha集積しています。

3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、優良農地の情報収集及び提供を行い、情報提供については、町のホームページに掲載しています。

4. 目標及び活動に対する評価

目標達成はできませんでしたが、今後も引き続き、関係機関と連携し、優良農地の情報収集及び提供を行い、農地利用最適化の推進を行います。

3ページをお願いします。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状及び課題

令和2年度から令和4年度までの新規参入の状況になります。

2. 令和4年度の目標及び実績

新規参入は0件で、目標達成とはなりませんでしたが。

3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、新規就農予定者に対して、農地情報の提供及び各種事業の紹介等を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

目標達成とはなりませんでしたが、関係部署と連携し、各種情報の提供等、新規就農者への支援と後継者の育成を図ることができました。

4ページをお願いします。

Ⅳ「遊休農地に関数する措置に関する評価」

1. 現状及び課題

令和4年12月現在の遊休農地状況になります。農地面積1,410haに対して、遊休農地面積が170haで、割合は12.1%です。

遊休農地面積については、委員の皆様に調査していただいている利用状況調査の結果を基に、数値を出しております。

課題については、耕作放棄地は人的要因と地理的要因が大きな課題と考えら

れます。

2. 令和4年度の目標及び実績

解消目標34haに対して、実績は0haでした。理由としては、令和2年7月豪雨災害により農地の復旧は進みましたが、災害復旧が最優先であったことから、利用が出なかったことが主な要因だと考えられます。

3. 2の目標の達成に向けた活動

主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査により、農地の状況把握を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

耕作放棄地解消事業の推進と情報提供を行い、耕作放棄地の解消に努めることができました。

5ページをお願いします。

V 「違反転用への適正な対応」

1. 現状及び課題

これは、令和4年3月現在の違反転用状況になります。

違反転用面積は0.4haです。違反転用箇所は全て、田川地区の植林になります。

2. 令和4年度実績

増減は無く、0.4haです。

3. 活動計画・実績及び評価

主な活動実績としては、是正の意向はありませんでしたが、県と連携しながら、違反転用者に対して、農地の原状回復を図るよう指導しました。

6ページをお願いします。

VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」

1. 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数は、37件、うち許可37件、不許可0件でした。

2. 農地転用に関する事務

処理件数は32件でした。

7ページをお願いします。

3. 農地所有適格法人からの報告への対応

管内の農地所有適格法人は8法人で、報告数は7法人です。未提出の法人については、文書にて提出の依頼を発出しています。

4. 情報提供等

記載のとおり、情報提供を行っています。

| | |
|----|---|
| | <p>8ページをお願いします。</p> <p>VII「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」 記載のとおり、要望・意見に対して対処しています。</p> <p>VIII「事務の実施状況の公表等」 総会の議事録については、芦北町のホームページで公表しています。 なお、今、説明している「令和4年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表いたします。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第28号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>議案第28号について、異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第28号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p> |

-